

西原村文化祭実施要領

西原村教育委員会

【目的】

西原村内で文化活動を行う方が活動成果を発表する場を提供することで、文化活動の促進を図り、また、村民が優れた芸術文化を鑑賞する機会を創出することにより、文化的素養の涵養を図ることを目的とする。

【主催者】

西原村、西原村教育委員会

【会期】

令和6年11月17日（日）

午前10時00分からイベント終了時刻（午後2時30分予定）まで

【会場】

西原村総合運動公園（西原村総合体育館）

【展示内容】

作品展示、体験活動

【管理・免責】

1. 出展作品は、基本的に一次創作物（オリジナル作品）とします。
第三者が権利を有しているものを許可なく使用した作品等や、それに酷似しており誤認の恐れのある作品等は原則禁止します。
作品等を出展される際、出展者の責任となります。主催者側は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
2. 出展された作品の取扱いには細心の注意を払いますが、万一の火災、天災、盗難、その他の不慮の損害等について、主催者は一切責任を負いません。

【出展資格】

西原村民または村内に在学・在勤している方、村内で文化活動を行っている方。

但し、営利を目的とするもの及び特定の政党活動又は宗教活動を目的とするものを除く。

【出展条件】

1. 規格外のものや公序良俗違反のもの、社会通念上展示にそぐわないと判断されるものは、出展をお断りする場合があります。
2. 会場に限りがあるため、調整された展示場所を教育委員会が決定します。
3. 展示は、出展者による作業とします。展示終了時も同様とします。
4. 出展した時点で、主催者が出展作品等に関する画像を広報、ホームページ、SNSへ掲載すること、事務局が業務上必要と判断する事項に使用することを了承したものとします。

【展示の搬入】

1. 搬入日時
令和6年11月15日（金） 午前9時00分から午後5時00分まで
2. 搬入場所
西原村総合運動公園（西原村総合体育館 電話：096-279-3116）
3. 搬入方法
ア. 出展者（又は代理人）が持参した作品等、出展許可証を確認し、作品については受付後に預り証を交付します。預り証は搬出日まで保管してください。
イ. 作品等を入れてきた箱、袋等は持ち帰り、搬出の際に持参ください。

【展示の搬出】

1. 搬出日時
令和6年11月17日（日）
イベント終了時刻（午後2時30分予定）から午後4時00分まで
2. 搬出方法
ア. やむをえず搬出が後日となる場合は、教育委員会（電話：096-279-4424）へ事前に相談ください。
イ. 会場に出展者（又は代理人）が必ず引き取りに来てください。受付時に渡した預り証と引き換えに作品を返却します。

【注意事項】

1. 搬入・搬出に要する費用は、出展者又は所属団体の負担とします。
2. 額装・表装を含む展示に必要な物品（トルソー、ハンガー、フック、吊り紐、コルクボード、クリアケース等）については持ち込みをお願いします。
なお、持ち込んだ物品及び発生したゴミは出展者が責任をもって持ち帰り処分してください。
3. 主催者はキャプションのみ作成し、個別の説明文等の掲示物には対応しません。

【会場使用料】

無料

【出展申込期限】

令和6年11月1日（金） 午後5時00分まで

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、西原村教育委員会に提出すること。

申込書の様式は、西原村教育委員会窓口に設置しています。村ホームページからダウンロードも可能です。

※展示に係る搬入・搬出の予定時刻や机・椅子等の貸出希望については、申込時に申告してください。

【問い合わせ先】

西原村教育委員会 [平日 午前9時00分～午後5時00分]

電話：096-279-4424 FAX：096-279-3506